

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 6 月 30 日

月 曜 日

号 外

目 次

規 則

- 富山県行政組織規則の一部を改正する規則 1
- 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 2
- 富山県いじめ再調査委員会規則 3

公 営 企 業 管 理 規 程

- 富山県企業局企業職員就業規則の一部を改正する管理規程 5

公 告

- 落札者等の公示 6
- 随意契約の相手方等の公示

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第47号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第79条の表富山県私立学校審議会の項の次に次のように加える。

富山県いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定により同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査し、並びに審議する事務	文書学術課
--------------	--	-------

第79条の表富山県特定調達苦情検討委員会の項中「政府調達に関する協定」の次に「、政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年6月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第48号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和39年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第6条」を「第5条」に改める。

第5条各号列記以外の部分及び第6条第2項中「第7条」を「第6条」に改める。

第1号様式中「第6条」を「第5条」に改める。

第1号様式の2中「第6条」を「第5条」に改め、同様式備考3(7)中「第28条の9第13項」を「第28条の9第14項」に改める。

第2号様式及び第2号様式の2中「第6条」を「第5条」に改める。

第2号様式の3中「第6条」を「第5条」に改め、同様式備考3(6)中「第6条の3第12項」を「第6条の3第13項」に改める。

第3号様式中「第6条」を「第5条」に改め、同様式備考2(2)中「、第4条第3項又は第5条第2項」を「又は第4条第3項」に改め、同様式備考2(4)中「第6条の3第12項又は第28条の9第13項」を「第6条の3第13項又は第28条の9第14項」に改め、同様式備考2(5)を削り、同様式備考2(6)を同様式備考2(5)とし、同様式備考2(7)を同様式備考2(6)とする。

第4号様式中「第6条」を「第5条」に改め、同様式備考2(1)ア中「、半島振興対策実施地域又は都市開発区域内」を「又は半島振興対策実施地域」に改め、同様

式備考2(2)中「、第4条第3項又は第5条第2項」を「又は第4条第3項」に改め、同様式備考2(4)中「第6条の3第12項又は第28条の9第13項」を「第6条の3第13項又は第28条の9第14項」に改め、同様式備考2(5)を削り、同様式備考2(6)を同様式備考2(5)とし、同様式備考2(7)を同様式備考2(6)とする。

第6号様式中「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税務課)

富山県いじめ再調査委員会規則を次のように定め、公布する。

平成26年6月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第49号

富山県いじめ再調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、法律、医療、教育、心理又は福祉に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営管理部において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(委員の任期の特例)
- 2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成28年 3 月 31 日までとする。

(文書学術課)

~~~~~  
**管 理 規 程**  
~~~~~

富山県企業局企業職員就業規則の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成26年 6 月 30 日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

富山県公営企業管理規程第 9 号

富山県企業局企業職員就業規則の一部を改正する管理規程

富山県企業局企業職員就業規則（昭和37年富山県営電気事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第17条の 4 の次に、次の 1 条を加える。

(配偶者同行休業)

第17条の 5 職員の配偶者同行休業については、県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年富山県条例第45号）の規定の例による。

附 則

この管理規程は、公表の日から施行する。

(企・経営管理課)

~~~~~  
公 告  
~~~~~**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 26 年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
交通管制センターシステム上位装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
平成 26 年 6 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリーリース株式会社 東京都千代田区神田練堀町 3
- 5 落札金額
6,726,240 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成 26 年 4 月 9 日

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により

次のとおり公示する。

平成26年6月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
富山県警察TOP-WAN通信機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年6月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
78,537,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成26年6月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
富山県警察ネットワーク端末等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年6月11日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 随意契約に係る契約金額

38,815,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号